

委員 長 報 告 書

さる 9 月 15 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 14 号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託に
ついて

を審査するため、9 月 16 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 14 号は、平成 29 年 6 月末をもって更改時期を迎える現行の戸籍
サーバー等関連機器については、同機器更改にかかる経費を軽減するため、
本市単独による運用を見直し、かつらぎ町、高野町、湯浅町の 3 か町が昨
年 10 月から共同利用する機器を本市においても利用する方式に改めるた
め、これら機器を設置しているかつらぎ町に対しその保守及び運用に関す
る事務を委託するものである。なお、共同利用方式を採用した場合のセキ
ュリティの確保については、現在総合防災情報システムや L G W A N で使
用している「きのくに e-ねっと」の専用回線を利用することにより、新
たな回線敷設費用や回線利用費用が発生することなく、かつ安全に運用で
きるとしている。

委員から、戸籍データのフォーマット変換の必要性とその費用について
ただしがあり、本市と 3 か町では同じ戸籍データフォーマットを使用して
いるため、変換の必要がなくそのまま移行が可能である との答弁があり
ました。

本市が共同利用に参加することにより 1 市 3 町による費用分担はどう
なるのか とのただしがあり、本市の参加により戸籍数が増加し機器使用
料自体は現状より高くなるが、共同利用する自治体数が増えることで 1 自
治体あたりの費用は本市の参加以前と比べ低減されることになる。費用分
担については、事前協議において利用自治体で 4 等分することとなった。

現在も3か町で3等分されているとの答弁がありました。

事務委託に関する規約は28年10月1日施行となっているが、共同利用の開始と費用の支払い開始はいつかとのただしがあり、事務運用の移行準備に取りかかる必要から規約の施行日を28年10月1日としているが、共同利用開始は現行機器の利用期間満了日の翌日となる29年7月1日であり、費用も同日から発生するとの答弁がありました。

1市3町の共同利用期間満了後の対応についてただしがあり、共同利用を継続するかどうかは、その時点で改めて判断することになるとの答弁がありました。

共同利用することにより市民サービスまたは職員の事務負担に変化は生じるかとのただしがあり、システム機器の戸籍事務にかかる方法手順等に変更はなく、これまでと何ら変わりはないとの答弁がありました。